■届出が必要な行為の規模は? (6町域の場合)

く※市域については各市役所へお問合わせ下さい>

	行為の区分	景観重要区域【国道 307 号沿道、宇曽川・芹川沿い】	左記以外の地域
建築	新·増·改築、移転	床面積が <mark>10㎡</mark> を超えるか、高さが <mark>5m</mark> を超えるもの ※へいの場合(高さ1.5m超または長さ10m超) ※建築物に設置する太陽光発電設備の場合(モジュール面積10㎡超)	高さ <mark>13m</mark> 以上か、 4階建て以上のもの
物	外観の変更(修繕、 模様替え、塗替え)	外観を変更する部分の面積が合計 10m を超えるもの ※へいの場合(高さ 1.5m超または長さ 10m超)	高さ <mark>13m</mark> 以上か、 4階建て以上のもの
I	新·増·改築、移転	高さが <mark>5 m</mark> を超えるもの	
作物	外観の変更(修繕、 模様替え、塗替え)	※垣、さく、へい、擁壁類(高さ1.5m超または長さ10m超) ※汚水・廃水を処理する施設(高さ1.5m超または面積100㎡超) ※平面型の太陽光発電設備(高さ1.5m超またはモジュール面積100㎡超) ※支柱型の太陽光発電設備(高さ5m超またはモジュール面積100㎡超)	高さ <mark>13m</mark> 以上のもの
開発行為、土地の開墾、土石 の採取、鉱物の掘採、その他 土地の形質の変更		のり面 の高さ <mark>1.5m</mark> を超えるもの または、のり面 の長さ <mark>10m</mark> 超かつ面積 <mark>100㎡</mark> 超のもの	
木竹の伐採		木竹の高さが <mark>5m</mark> を超えるもの	
屋外における物件の 堆積		高さが <mark>1.5m</mark> を超えるか、面積が <mark>100m</mark> を超えるもの	
水面の 埋立て または 干拓		のり面 の高さ <mark>1.5m</mark> 超または、のり面 の長さ <mark>10m</mark> 超かつ面積 <mark>100m</mark> 超のもの	

◆ご注意ください!

- ▶ 景観法第18条の規定により、届出をした日から30日間は行為に着手できません。(例外あり)
- ▶ 届出を怠った場合や、実際の行為が届出内容と異なる場合など、適切に届出がなされない場合、景観法第103条の規定により罰せられることがあります。(30万円以下の罰金)
- ▶ 届出の内容が、景観への配慮の基準から大きく逸脱する場合などには、景観法第16条第3項の 規定による勧告または景観法第17条第1項の規定による変更命令の対象となる場合があります。





 $(TEL: 0 77 - 528 - 4184 \qquad FAX: 077 - 528 - 4906)$